

長野県公式観光外国語サイト「go! nagano.net」 宿泊施設情報発信サービス規約

(趣旨)

第1条 この規約は、社団法人信州・長野県観光協会(以下「県観光協会」という。)が管理運営する長野県公式観光外国語サイト「go! nagano.net」内で展開する宿泊施設の情報発信サービス(以下「サービス」という。)に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 サービスを受けることができるものは、長野県内に所在し旅館業法に基づく許可を得て宿泊を業として営む施設(以下「利用者」という。)とする。

(サービスの内容)

第3条 サービスの内容は、長野県公式観光外国語サイト「go! nagano.net」内で展開するうち、観光情報データサービスによる宿泊施設の情報発信サービスとする。

(第三者利用の禁止)

第4条 利用者は、サービスの提供を受けることができる権利を、第三者に利用されてはならない。

(登録内容の変更等)

第5条 正確で適時な情報を提供するため利用者は、登録内容等に変更があったときは、速やかにインターネットを通し自ら修正を行うか、県観光協会に速やかに変更内容を連絡するものとする。

(登録料の支払)

第6条 利用者は、「宿泊施設情報登録料に関する細則」に記された料金(以下「登録料」という。)を、所定の方法により支払うものとする。

(利用の停止)

第7条 「go! nagano.net」は、サービスが正常な状態を保つよう誠実な運用を行うが、システムまたは電気通信設備の障害等やむを得ない事由が発生したときには、サービスの利用を停止するものとする。

2. 「go! nagano.net」は、利用者が次の各号の一つに該当するに至ったときは、サービスの利用を停止するものとする。

(1) 登録料の支払を怠ったとき

(2) 違法に若しくは公序良俗に反する態様で営業したとき

(3) 営業実態と登録内容が異なったとき

(登録の辞退)

第8条 利用者が登録を辞退しようとするときは、FAXまたはEメールにて報告するものとする。

(免責)

第9条 「go! nagano.net」は、利用者がサービス利用に関して被った損害若しくは利用者が生じさせた損害について、一切の賠償責任を負わないものとする。

(補足)

第10条 その他この規約の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(細則)

宿泊施設情報登録料に関する細則

1 登録料 ①【1言語のみ】 4,410円/年(消費税込)

②【4言語セット(英・韓・繁・簡)】 8,820円/年(消費税込)

※なお、翻訳が必要な場合は別途料金となります。

○定額プラン(1言語 6,000円、4言語セット 20,000円)、1文字@20円プラン(1言語1文字@20円)があります。

2 支払方法

サービスを受ける者は、登録料を、県観光協会が指定する期日に口座振替により一括納入するものとする。年度途中の登録者及び登録の辞退者については、登録料を月割りで計算し、一括納入または一括返納するものとする。

3 その他

(1) 登録料の月割り計算は、情報を登録する場合は情報が公開された月の翌月からとし、登録を辞退する場合は登録辞退の書面を受け付けた月までとする。

(2) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。